

令和5年度船員労働安全衛生月間の

実施要綱の策定について

○船員労働安全衛生月間とは

船員労働安全衛生月間は、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者および船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ることを目的として、昭和32年度から実施され、本年度で67回目を迎えます。

○実施時期

令和5年9月1日～9月30日(船舶の寄港状況、船員の就労状況等、地域・業種の実情を踏まえて適当と考えられる場合には、当該期間にとらわれることなく訪船する等、適当な時期を定めて集中的な活動を実施すること)

○スローガン

「安全な航海祈ると家族の便り 無事故に備える 守り札」

○重点事項

- (1) 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- (2) 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- (3) 漁船における死傷災害防止対策
- (4) 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進
- (5) 船員の健康確保対策
- (6) 新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策
- (7) その他の健康管理上の取り組み
- (8) ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
- (9) ITを活用した健康管理等の推進
- (10) 年齢構成を踏まえた死傷災害および疾病対策
- (11) その他の安全衛生対策

※問い合わせ先 国土交通省海事局船員政策課
03-5253-8652

〔ファクスだより〕

2023年7月21日(金曜日)